

平成30年(ワ)第237号、令和元年(ワ)第85号、令和元年(ワ)第143号、令和元年(ワ)第219号、令和2年(ワ)第18号、令和2年(ワ)第169号 損害賠償請求事件

原告 原告1 外669名

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名








被告東京電力第9準備書面

(原告準備書面(18)に対する反論)

令和3年3月5日

福島地方裁判所民事第一部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

- 弁護士 岩 倉 正 
- 弁護士 佐 藤 歳 
- 弁護士 戸 田 
- 弁護士 江 口 雄一郎 
- 弁護士 川 上 貴 
- 弁護士 宮 村 頼 
- 弁護士 笹 淵 

目 次

第1	もし仮に原告らが主張する心理学等の観点を何らかの意味で考慮するとしても、原告らが本件事故による被ばくとそれによる健康被害に対して抱く不安が法律上保護される利益に対する侵害であるとは評価できないこと	3
第2	原告らが心理学等の知見であると主張する内容を基にしても、原告らの不安が合理的なものであるということとはできないこと等	6
1	原告らが指摘する心理学等の学問的な見解が個別の原告全てに当てはまるとは限らないこと	6
2	放射線の健康影響に関する科学的知見に関する報道・周知の状況に照らせば、心理学等の知見を踏まえてもなお、本件事故による低線量被ばくによる健康被害に対する不安は十分に軽減されたものと認められること	7
3	原告らの不安は、原告ら自身又はその周囲にいる被告ら以外の者の言動が大きく寄与している可能性があり、かかる不安に係る慰謝料を被告東京電力が賠償する必要があると解するのは法的判断として合理的ではないこと	10

原告らは、原告準備書面（18）において、低線量被ばくによる健康被害に対して原告らが抱く不安が心理学等の観点から合理的である旨を繰々主張している。しかしながら、仮にかかる主張を何らかの意味で考慮とするとしても、原告らの不安が法律上保護される利益に対する侵害として評価されるものではない。また、そもそも、原告らが心理学等の知見であると主張する内容を基にしても、原告らの不安が心理学等の観点から合理的なものであるということとはできない。以上の点について、被告東京電力は、本準備書面において簡潔に主張する。

なお、本書で用いている略語については、特段の断りのない限り、従前のおおりにし、本書末尾に、用語・略語一覧表を掲載する。

第1 もし仮に原告らが主張する心理学等の観点を何らかの意味で考慮するとしても、原告らが本件事故による被ばくとそれによる健康被害に対して抱く不安が法律上保護される利益に対する侵害であるとは評価できないこと

原告らは、「心理学における『リスク認知』の観点から、原告らが放射線被ばく（低線量被ばく）というハザードに対して『不安』を抱くことは、自然であり合理的であるといえる」（原告準備書面（18）7～13頁）と主張している。また、このことは「心理学のみならず、隣接学問たる精神医学、公衆衛生学からも裏付けられる。」（同13～16頁）とも主張している。

しかしながら、もし仮に原告らが主張する心理学等の『リスク認知』等の観点を何らかの意味で考慮するとしても、原告らが本件事故による被ばくとそれによる健康被害に対して抱く不安が権利又は法律上保護に値する利益に対する侵害に該当するか否かという点や、さらには、本件事故と原

告らが被った損害との間に相当因果関係が認められるか否かという法的評価を行う場合には、そもそも当該リスク¹が現実化した場合の不利益の程度やリスクが現実化する客観的な蓋然性が重大な考慮要素となるところ、これらの検討は、客観的・科学的にどの程度のリスクがあるかによって決するしかなく、この点を判断するためには、当該リスクそれ自体についての客観的・科学的知見が問題になる。したがって、不安についての法的評価を行うに際しては、結局、当該リスクを人間がどのように認知するかという心理学的な知見のみでは足りず、被告東京電力が被告東京電力第4準備書面16～28頁等でこれまで繰り返し述べるとおり、具体的な事実関係を前提として、当該不安について客観的・科学的根拠を伴った具体的な危険性が立証される必要があると解される。

そして、年間100ミリシーベルト以下の低線量の放射線被ばくによる健康リスクは他の要因による影響に隠れてしまうほど小さいものであるところ、原告らのうち現実に健康影響を生じる程度の被ばくを受けた者はおらず（少なくともそのような主張・立証は合理的になされていない。）（被告東京電力第3ないし第5準備書面）、さらに、もし仮に心理学やその隣接学問の観点から、「放射線災害が、他のハザードと比較して、恐怖感・不安感をより強く生じやすい性質を有する」（原告準備書面（18）16頁）ものであるとか、また「心理学における『リスク認知』の観点から、原告らが放射線被ばく（低線量被ばく）というハザードに対して『不安』を抱くことは、自然であり合理的」（原告準備書面（18）13頁）等と評価することができると想定するとしても、原告らの低線量被ばくによる

¹ 原告らは、原告準備書面（18）4頁において、「リスク」を「『危険』のこと」と説明しているが、「放射線のリスク」とは、その有害性が発現する可能性を表す尺度であり、「安全」の対義語や単なる「危険」を意味するものではない（丙D1・8頁）ため、原告らの上記説明は、低線量被ばくによる健康影響に関して誤解を招きかねないないし誤導的な表現である。

健康被害に対する不安が客観的・科学的根拠を伴った具体的な危険性に基づくものであることが明らかにされなければ、当該不安は法的評価としては単なる「漠然とした不安」に過ぎず、法律上保護に値する利益が侵害されたものと評価することはできない。かかる考え方は、本件事故に関する多くの裁判例においても採用されている。

すなわち、東京地判平成31年3月27日・TKC (LEX/DB) (被告東京電力第4準備書面22頁で引用した「①」の裁判例)は、「健康被害への不安感を多くの者が抱いていることをもって、直ちに当該不安感が法的に保護された権利利益の侵害になるものと認められるものではなく、心理学的な知見を考慮に入れるとしても、結局のところ、多くの者によってリスクとして受け止められ易いという以上のものではなく、当該不安感に合理的な根拠があるものとは認められない。原告らの上記主張は、採用することができない。」と説示して、ある不安感が法律上保護に値するものと評価されるためには、単に心理学等の見地に照らして合理的なものであるというだけでは足りず、当該不安感が合理的な根拠を伴ったものと認められる必要があると判断した。

また、本件事故に関する東京地判令和2年10月9日(平成26年(ワ)第5697号外)は、「リスク認知に関する原告らの主張について」として、本件事故による被ばくとそれによる健康被害への不安感は、人間のリスク認知の仕組みに照らして合理的なものであるから、避難の継続等にも相当性が認められる旨の原告らの主張に対し、「しかしながら、避難の相当性を判断するに際しては、そもそもリスクが現実化した場合の不利益の程度が重大な考慮要素となるが、リスクが現実化した場合の不利益の程度は、科学的にどの程度のリスクがあるかによって決するほかない。ここで、科学的にどの程度のリスクがあるのかについては、当該リスクそれ自体についての科学的知見が問題になるというべきである。したがって、当該リ

スクを人間がどのように認知するのかという心理学的な知見のみをもって避難の相当性を認めることはできない。原告らの上記主張は、採用することができない」（883頁）と説示し、本件原告らと同様のリスク認知に係る主張を端的に排斥した。なお、この説示は、避難の相当性における判断ではあるものの、心理学的評価と法的評価との違いという面で同様に考えることができるものである。

したがって、原告らの上記主張を考慮するとしても、「原告らの主張する被ばくによる健康不安に係る精神的損害」を法律上保護される利益に対する侵害であると評価することはできず、原告らの主張には理由がない。

第2 原告らが心理学等の知見であると主張する内容を基にしても、原告らの不安が合理的なものであるということとはできないこと等

1 原告らが指摘する心理学等の学問的な見解が個別の原告全てに当てはまるものではないこと

原告らは、「心理学者、精神医学者、公衆衛生学者が、放射線の特殊性を挙げたうえで、一般人、通常人が放射線被ばくに対して恐怖感や不安感を抱くことを指摘している。」「したがって、放射線災害が、他のハザードと比較して、恐怖感・不安感をより強く生じやすい性質を有することは明らかであり、一般人・通常人である原告らが恐怖感や不安感を抱くことは合理的である。」（原告準備書面（18）16頁）と主張しているが、原告らが指摘するのは、いずれも不安や「リスク認知」等に関する学者の一般的な見解であって、それが個別の原告全てに当てはまるか否かは明らかではない。

現に、原告らが「『不安』という心理状態について研究する学問として最たるもの」（原告準備書面（18）6頁）と指摘している心理学分野において、「リスク認知」を専門とする中谷内一也氏（同10頁）も、「各種のリスクハザードがありますが、これをどの程度の大きなリスクと捉えるかというのは、人によって異なる、つまり受け止め方に個人差があると思うのですが、証人もそのようにお考えですか。」との問いに対して「はい、そのように思います。」と証言し（甲D224・30頁）、さらに、「今おっしゃったような結果（引用者註：調査対象となったグループ内における個人差の散らばり具合を含めて評価した平均の結果）を、今度個々人の事例に当てはめようとした場合には、そういう分析結果が当てはまってこない、そういった個人も当然いるということによろしいですか。」との問いに対して、「そうですね。分布の中で、割と端っこのほうにいる人もいれば、平均値に近い人もいるということになります。」と証言するなど（同31～32頁）、各人の不安の感じ方には個人差があることを認めている。

したがって、不安や「リスク認知」等に関する学者の一般的な見解のみから、原告らの不安の合理性が直ちに裏付けられるものではないのであり、原告らの上記主張には理由がない。

2 放射線の健康影響に関する科学的知見に関する報道・周知の状況に照らせば、心理学等の知見を踏まえてもなお、本件事故による低線量被ばくによる健康被害に対する不安は十分に軽減されたものと認められること

(1) 既に主張したとおり、本件事故後には、放射線の健康影響に関する科

学的知見に関する報道・周知や、健康に関する検査によって、浪江町民その他避難指示対象者の健康影響に対する不安軽減措置は十分に講じられていたと考えられるため、本件事故による低線量被ばくによる健康被害に対する不安を抱くことは、社会的に見ても必ずしも合理的であるとはいえない（被告東京電力第4準備書面35～42頁）。

この点について、原告らは、上記主張の考え方は「『欠如モデル』と呼ばれている。」とした上で（原告準備書面（18）17頁）、「欠如モデルは、その考え方自体が機能不全なのである。」（同19頁）と主張している。

しかしながら、かかる主張は原告らの指摘する心理学等の見解を正しく評価したものとは認められない。以下、詳述する。

(2) 原告らは、中谷内一也氏が、欠如モデルが心理学の観点から機能しないと考えていると述べている（原告準備書面（18）19～20頁）。

しかしながら、中谷内一也氏は、自身の論文において、「一般消費者や市民が大きなリスクを軽視したり、さまつなリスクにおびえたりすることがあるのは、リスクを理解するための知識や情報が不足しているからだ、という見方がある。……一方、一般消費者や市民はきわめて感情的にリスクを受けとめてしまっている、という見方もある。……これらの見方はそれぞれ正しいが、それぞれ単独では正しくない。リスク認知研究の流れを追うと、その時々で強調される心の性質は移ろうものの、全体を通して描かれるのは情理備えた人間像だと筆者は考えている。」

（甲D227・66頁）と述べており、同氏が、欠如モデルが心理学の観点から機能しないものと考えているわけではないことが明らかである。

(3) また、原告らは、欠如モデルが機能しない理由として「信頼」を挙げ

(原告準備書面(18)19頁)、「リスク・コミュニケーションには、リスク・マネジメント組織に対する信頼が大きな影響を及ぼす。」と述べた上で、「本件原発事故におけるリスク・マネジメント組織たる被告らは、住民から信頼を得て」いないと指摘し(同22～24頁)、「本件原発事故におけるリスク・マネジメント組織たる被告らは、住民から信頼を得て」いないこと「を裏付ける実証的研究報告」であるとして、甲D235号証を引用している。

しかしながら、同号証の調査において調査対象となった組織は、被告東京電力と原子力安全・保安院であり、政府の他の機関や放射線に関する専門機関や大学教授等は対象となっていないが(甲D224・43頁、原告準備書面(18)23頁)、本件事故後における不安軽減措置たる放射線の健康影響に関する科学的知見に関する報道・周知や健康に関する検査は、被告東京電力や原子力安全・保安院が主として講じてきたものではない。

すなわち、本件事故発生直後における放射線の健康影響に関する科学的知見の報道や情報提供等は、厚生労働省などの政府機関、福島県(知事)、公益社団法人日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、福島県内の地元の新聞等によって積極的になされてきたものであり(被告東京電力第4準備書面35～39頁)、また、検査対象者において健康影響が認められないことの確認に繋がった県民健康調査、内部被ばく検査、甲状腺検査及び染色体検査(被告東京電力第4準備書面39～41頁)は、染色体検査が弘前大学被ばく医療総合研究所、その他はいずれも福島県によって実施されたものである(原告準備書面(6)21～26頁)。

これらの情報提供等の主体の信頼性が一様に低いと認めることはできないから、原告らの「リスク・コミュニケーションには、リスク・マネジメント組織に対する信頼が大きな影響を及ぼす。」との主張を前提と

しても、放射線の健康影響に関する科学的知見に関する報道・周知等によって、本件事故による低線量被ばくによる健康被害に対する不安は十分に軽減されたものと認められる。

(4) 以上のとおり、「欠如モデルは、その考え方自体が機能不全なのである。」などと主張する原告らの主張は、原告らが指摘する心理学等の見解を正しく評価したものとは認められない。

3 原告らの不安は、原告ら自身又はその周囲にいる被告ら以外の者の言動が大きく寄与している可能性があり、かかる不安に係る慰謝料を被告東京電力が賠償する必要があると解するのは法的判断として合理的ではないこと

さらに、原告らの指摘する心理学等の見地に照らせば、原告らの不安には、原告ら自身又はその周囲にいる被告ら以外の者の言動が大きく寄与している可能性がある。

すなわち、中谷内一也氏は、「認知的な一貫性の原理というものがあって、私たちは自分の考えとか感情と行動というのをできるだけ一貫したものに保ちたいと、一貫した存在でありたいと思うわけですね。例えば、この事故があったけれども、福島にずっと住み続ける。家族の問題とか職業の問題とかほかの問題があって住み続けるという人にとっては、でも、放射線の影響は不安だ、怖いと思いたくないんですね。ここに住んでる以上、大丈夫なんだと思いたいので、評価の傾向としては、大丈夫、リスクは低いというふうになりやすいでしょうし、逆に別の要因で県外に避難して、そこに住んで、そこでの生活がうまく進んでいる人にとっては、福島県はまだやっぱり線量も高いし、帰るべきではないんだと。あそこはリスクは高いというふうに思いやすい。そのほうが、自分が既にそこに住んで

いるという事実と一貫した感情とか認知を持てるので、そういうふうになりやすいというのがあるかと思います。」（甲D 2 2 4・2 5頁）と証言している。

これを前提にすると、例えば、本件事故の発生を受けて避難したり、水道水の使用を控えるなどの放射性物質を避けようとする行動をとった原告らが、自らの行動について一貫性を保つ（正当化する）ために、客観的な裏付けもないのに、殊更、低線量の放射性物質に対して不安を感じようとしている可能性があることになる。

また、中谷内一也氏は、環境省が行った低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ（第6回）においても、「人は自分が直感的に見方（引用者註：「味方」の誤記と思われる。）だと感じる人の意見ばかりを収集しがちだが、そうすると考え方の幅が狭くなってしまう。」（丙D 5 2の2・2枚目）と述べているが、これを前提にすると、むしろ、原告らにおいて、自らの行動について一貫性を保つため、例えば、不安を感じようとする自らの意識に沿うような人物（例えば、年間100ミリシーベルト未満の低線量被ばくが健康に与える影響が科学的に実証されていないにもかかわらず、低線量被ばくでも健康被害の生じることが実証されているかのように述べる者）の見解や、科学的な根拠が薄弱ないし不明確であるにもかかわらず、あたかも真実であるかのように出回っているうわさや風評などを頑なに信じ、それにより不安感が増大している可能性が十分にある。

このように、原告らが心理学等の見地であると主張する内容を基にしても、原告らの不安には、原告ら自身又はその周囲にいる被告ら以外の者の言動が大きく寄与している可能性を否定できないのであり、かかる不安に係る慰謝料を被告東京電力が賠償しなければならないと解するのは法的判断として合理的ではない。

以上

用語・略語一覧表

略語・用語	名称	初出場所
本件事故	平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所の原子力事故	令和元年5月10日付け答弁書5頁
被告東京電力	被告東京電力ホールディングス株式会社	同答弁書5頁
浪江町	福島県双葉郡浪江町	同答弁書5頁
浪江町民	浪江町の町民	同答弁書5頁
原告らの主張する被ばくによる健康不安に係る精神的損害	原告らが主張する「本件原発事故により、本件原発事故前の自然放射線等による空間線量を超える放射線に被ばくしたことによって、将来の健康被害が生じるかも知れないという恐怖や不安を抱えて今後の生活を送らざるを得ないことによる精神的損害」(原告準備書面(13)7頁)	被告東京電力第7準備書面5頁